

新型コロナウイルス対策

(事業所：建設現場編)

令和2年2月26日時点版

建設現場で感染者が発生した場合

- 千葉県と熊本県において建設現場の作業員の感染が確認されたことを受け、国土交通省から各都道府県の主管部局に対応措置に関する通達が出ています。要点は以下のとおりです。⇒ 詳しくは別紙1参照
- 1. 現場の状況を踏まえ、消毒液の設置や不特定の方が触れる箇所の定期的な消毒で担当職員や従事者全員の健康管理に留意する。
- 2. 感染者が発生した現場では受発注者で速やかに情報を共有し、保健所に報告して指導に従い、感染者本人や濃厚接触をした疑いのある方の自宅待機等の措置を講じる。
- 3. 感染者が発生した現場で作業員が従事できなくなった場合、必要に応じて工期の見直しや請負代金額の変更等、適切な措置を講じる。
- 4. 新型コロナウイルスの罹患の影響で現場の継続が困難と認められる場合、発注者は公共工事標準請負契約約款第20条第1項により、的確に工事の一時中止を指示する。

感染が疑われる場合には

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、また、強いだるさや息苦しさを感じる場合には、以下の連絡先にお問い合わせください。

厚生労働省相談窓口 TEL 0120-565653 9:00～21:00

群馬県内 各保健福祉事務所（保健所） 別紙2参照